

## ～ ベトナム特集① ～

### ベトナム新プロジェクトがスタート ～ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～

国際協力部教官

川 西 一

#### 1 はじめに

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）では、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事分野を中心に各種法令の立法が行われ、2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表され、司法改革が具体的に進められてきた。また、人権保障の充実などを目指した2013年の憲法改正以降は、公法分野を含め広く法令全体について新規立法あるいは全面的な改正が行われるとともに、裁判所機能の強化などの司法改革も進められている。

法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備の支援として、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が「法整備支援プロジェクト」を立ち上げた後は、同プロジェクト及びその後継プロジェクト<sup>1</sup>を主な舞台として同国に対する支援を継続し、これまで、基本法令の起草支援、司法関係機関の人材育成支援及び実務改善支援を行い、民法、民事訴訟法、破産法、民事判決執行法、国家賠償法などの重要法令の制定や法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成、さらには多くの研修経験者が司法関係機関の高官となるなど多くの成果を残してきた。

そして、2011年4月から2015年3月まで実施された「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」（以下「前プロジェクト」という。）の後継案件として、2015年4月から、新たに「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下「新プロジェクト」という。）が開始された。新プロジェクトでは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくこととされ、これまでの協力機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対し、起草支援及び実務改善支援を

---

<sup>1</sup> 「ベトナム法整備支援プロジェクト」フェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年）並びに「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」フェーズ1（2007年～2011年）及び同フェーズ2（2011年～2015年）を指す。

引き続き実施するほか、首相府を協力機関に加え、法令の整合性及び明確性の確保のための能力強化支援を新たに実施することとしている。

本稿では、前プロジェクトの概要、成果及び課題等を振り返るとともに、新プロジェクトの形成過程及び新プロジェクトの概要（目標及び成果等）について紹介する。

## 2 前プロジェクトの概要<sup>2</sup>

ベトナム最初の法整備支援プロジェクトである「ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ1ないし3）」（1996～2007年）では、基本法令の起草支援、司法関係機関の人材育成支援及び実務改善支援が行われ、民法、民事訴訟法の制定や実務マニュアルの共同作成などの成果を上げた。しかし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も依然として見受けられ、同プロジェクト終了後も引き続き裁判実務や法執行実務の改善を図る必要が認められたことから、2007年4月から2011年3月にかけて、中央司法関連機関が全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、司法省（Ministry of Justice : MOJ）、最高人民裁判所（Supreme People's Court : SPC）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy : SPP）及びベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation : VBF）をカウンターパート（C/P）機関とした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1」が実施され、その後、2011年4月から2015年3月までそのフェーズ2である前プロジェクトが実施された。

前プロジェクトにおいては、上記4機関（MOJ、SPC、SPP及びVBF）を引き続きC/P機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることが明確な目標として掲げられ、その実現に当たっては、C/P機関の性格に応じて先進活動を行うための地区をそれぞれ設けるなどして、地方における実務上の課題を抽出・蓄積した上で、中央機関がそれらの課題を分析し、地方への指導・監督方法を改善して全国的な実務改善を目指すとともに、実務上の課題を踏まえて法令の起草を行うという手法を採っていた。

## 3 前プロジェクトの成果と課題

2014年7月に実施された前プロジェクトの終了時評価調査では、前プロジェクト

---

<sup>2</sup> 前プロジェクトの開始に至る経緯等については、本誌34号「プロジェクト紹介：ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて」（2008年3月号）も参照していただきたい。

について、セミナー等がベトナムの実情に合った形で企画され、そのセミナー等の結果を踏まえ、実務上の課題や教訓を踏まえた執務参考資料及び教材が作成・改訂され、必要に応じ法規範文書の改正に向けた提言が出されたことなどが確認されるとともに、各 C/P 機関について、以下のとおりの多数の実績が確認された。

#### ○司法省 (MOJ)

- ・改正民法草案作成のためのワーキングセッション等の開催，短期派遣専門家の招へい及び本邦研修の実施
- ・担保取引登録法に関し，ワークショップ等の成果を踏まえた，担保取引に関する 163 号政府議定の一部を改正した 11 号政府議定及び合同通達の策定
- ・民事判決執行法に関し，プロジェクトのインプットを踏まえた，執行官向けハンドブック，民事判決執行法のレビューに関するレポート，執行が困難な判決に関する調査レポート及びトレーニングのための執務参考資料の作成
- ・国家賠償法に関し，本邦研修やセミナー等の成果を踏まえた，同法を効果的に運用するための通達の策定，同法制定の影響を測るための指標の設定，手続ガイドライン及び職員のためのハンドブックの作成
- ・戸籍官へのトレーニング
- ・司法学院のテキスト改訂等

#### ○最高人民裁判所 (SPC)

- ・判決書マニュアルのレビューのためのセミナー開催
- ・バクニン省人民裁判所による，ワークショップ等の成果を踏まえた，刑事裁判手続きマニュアル及び麻薬事件処理のためのハンドブックの作成。また，人民参審員と裁判所職員の能力向上のためのセミナー開催
- ・民事訴訟法改正に向けた，セミナー，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の実施
- ・人民裁判所組織法に関し，ワークショップ，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草
- ・破産法改正に関し，セミナー，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草

#### ○最高人民検察院 (SPP)

- ・刑事訴訟法改正に向けたセミナー，短期派遣専門家の招へい及び本邦研修の実施
- ・人民検察院組織法に関し，ワークショップ，短期派遣専門家招へい及び本邦研修等の成果を踏まえた法案の起草
- ・ハイフォン市人民検察院における実務改善を通じた SPP の指導能力強化等に係る活動，また，刑事訴訟における簡易手続の改善のための現地調査やワークショップ

等の実施

○ベトナム弁護士連合会（VBF）

- ・地方弁護士会に対する助言・監督能力強化に向けた、地方弁護士会の実情調査並びに本邦研修及びセミナーの実施
- ・プロジェクトのインプットを踏まえた、刑事訴訟法の「弁護」の章の起草

終了時評価調査では、C/P 機関が行う法規範文書の起草・改正については、現場のニーズを踏まえた起草・改正方法について業務フローが定着し、現場からの情報や実務上の現場の課題の分析結果を踏まえて法規範文書が起草・改正されるなど、C/P 機関の実務の改善に大きな成果が確認された一方、C/P 機関との活動により完成した草案が、その後の立法過程において大きく変更されることがあること、C/P 機関以外の機関では、依然として法規範文書の統一的な理解及び運用に問題が見られ、法務・司法関係機関が関与する立案及び運用になお改善の余地があることが確認された。そこで、後継案件については、これまでの協力の成果を基盤としながらも、法規範文書の立案及び運用の過程全体の改善を目指すとともに、他の行政機関が起草・改正する法規範文書についても対応を行うなどの新たな視点を加えた新プロジェクトを立ち上げ、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指すこととなった。

#### 4 新プロジェクトの形成過程

ベトナム側の前プロジェクトに対する評価は高く、ベトナム側は、早い段階から、後継案件の実施の要請があり、2013年8月にベトナム政府から日本政府に対して正式な支援要請が行われ、これに対し、日本政府も同年度末までに新規技術協力案件として採択を行っていた。

そこで、2014年7月の終了時評価調査の段階から、後継案件の形成に向けた事実上の調査が開始され、その後、2014年9月、同年11月、同年12月及び2015年1月の4次にわたり詳細計画策定調査が行われた。

後継案件については、早期の段階から、日本側及びベトナム側共に、前プロジェクトに引き続き、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化を行うことはおおむね合意されていた。しかし、具体的な後継案件の形成作業が始まると、日本側関係者から、C/P 機関との活動により完成した草案がその後の立法過程で大きく変更されてしまう問題の解決とともに、ベトナムに進出する日本企業が直面する法制度面における困難、具体的には法令相互間の不整合や頻繁な改正、運用の不統一といった問題を解消するため、立法過程のより上位に位置する国会あるいは首相府



を C/P 機関に加えることで、全省庁横断的な課題である立法過程の改善（法令審査能力の強化）を求める声が上がリ、これをどのようにして新プロジェクトへ組み込むかが焦眉の問題として浮上した。しかしながら、これらの問題については、日本側においてもベトナムにおける法規範文書の立案過程に関する情報の蓄積が乏しかった上、新たな C/P 機関の追加や新たな活動の実施については、日本側及びベトナム側の間において認識が必ずしも共有されていなかったことから、それらの調整のため、上記のとおり複数回の調査が実施されるに至った。

これらの調査を通じて、ベトナムの法規範文書の立案過程においては、司法省及び首相府における審査が重要な役割を果たしていること、その一方で、法規範文書の起草・審査を行う者が、法規範文書に関する理解が不十分であったり、立法技術が未熟である等様々な問題があるため、制定された法規範文書相互の間の不整合や法規範文書自体に多義的かつ不明確な規定が存在していること、それにより法規範文書の運用・適用の場面においても、法規範文書の理解が不十分であったり、統一的かつ適正な運用・適用がなされていないことなどが明らかとなり、これらの改善が必要であることが判明した。

2014年9月の第一次詳細計画策定調査から、新プロジェクトの詳細、特に日本側が関心を有する法規範文書相互の間の不整合や法規範文書自体の多義的かつ不明確な規定の是正・抑制、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための枠組みや活動内容について、ベトナム側と熱のこもった協議が続けられた。新プロジェクトにおける協力体制、目標、成果及び活動の設定については、日本側とベトナム側との認識の相違などから調整が難航したが、相互に粘り強い協議が続けられた結果、同年11月の第二次調査を経て、同年12月の第三次調査において、ベトナム側との間でプロジェクトの枠組み等に関する合意を形成するに至った。

ベトナム側との間では、新プロジェクトについて、ベトナムにおける法・司法改革の目標年である2020年を目前に控え、これまでの20年に及ぶ協力の集大成として、また、これまでの協力の総仕上げとしてのプロジェクトとして位置付けるとともに、2021年以降の日越関係が、対等かつ相互理解に基づくより強固なものになるよう目指すことが確認された。これは、2020年をベトナムに対する大規模な法整備支援活動の一つの区切りとして、新プロジェクト終了をもって大規模な法整備支援活動を終了するとともに、2021年以後は、これまでの法整備支援活動とは異なる、対等な協力関係を志向することを意味している。また、新プロジェクトの名称についても、2020年がこれまでの協力の一つの区切りであることを明確化するため、前プロジェクトのフェーズ3とするのではなく、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジ

ェクト」<sup>3</sup>とすることとなった。その後、JICA とベトナム側関係機関との間において、新プロジェクトの事業内容、実施体制及び日本側・ベトナム側が講じる措置等から構成される合意議事録（Record of Discussion: R/D）が2015年2月3日付けで締結され、新プロジェクトは、2015年4月1日から開始されることが正式に決定した。

## 5 新プロジェクトの概要

新プロジェクトは、前プロジェクトが2015年3月31日に終了した後、途切れることなく翌日の同年4月1日に開始した。新プロジェクトの概要、目標及び成果等は、以下のとおりである（後掲PDM参照）。

### 【概要】

期間：2015年4月～2020年3月（5年間）

実施機関：司法省（MOJ）、首相府（OOG）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）

長期派遣専門家：4名（検察官出身者（総括）、裁判官出身者、弁護士及び業務調整員）

日本側協力機関：法務省、日本弁護士連合会及びアドバイザーグループ

前プロジェクトの長期派遣専門家4名のうち、裁判官出身専門家1名は新プロジェクトの開始に合わせて交代となったが、残る3名（検察官出身者、弁護士、業務調整員各1名）が引き続きその任に当たり、前プロジェクトに引き続き4名体制でのスタートとなった。長期派遣専門家については、当面は4名体制とするものの、新プロジェクトでは業務量の増加が確実に見込まれることから、必要に応じ長期派遣専門家を増員することとされた。

### 【上位目標】

整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。

### 【プロジェクト目標】

2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議<sup>4</sup>の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに整合性が確保された法規範文書の適切な理解の促進及び

---

<sup>3</sup> 英文は「The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020」。また、プロジェクトの略称として、英語名の頭字語であり、ベトナム語で「法令」を意味する「PHAP LUAT 2020 (phap luật 2020)」を用いることが決定した。

<sup>4</sup> 第48号決議及び第49号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議2005年第48号（Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005）及び第49号（Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005）を指す。

統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関<sup>5</sup>の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。

前プロジェクトは、先に述べたとおり、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化を目指し、プロジェクト終了時までにはその目標は達成されたことが確認されていた。新プロジェクトでは、前プロジェクトの成果を踏まえ、前プロジェクトのC/P機関（MOJ, SPC, SPP及びVBF）との活動について、さらなる発展を目指すとともに、新たに指摘された問題である法規範文書相互の間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定について抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための法務・司法関係機関の組織的な能力の向上をも目指そうとするものである。そして、これらの目標を達成するため、以下の成果が掲げられた。

#### 【成果】

成果1：法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ及びOOGによる民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。

成果2：2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法制度改革を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されるとともに、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。

成果3：各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。

成果1は、【目標】において述べた、新たに指摘された問題である法規範文書相互の間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定について抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するために掲げられたものであ

<sup>5</sup> 司法省（MOJ）、首相府（OOG）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）を指す。

る。具体的には、C/P 機関のうち、法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督の権限を有する司法省（MOJ）及び首相府（OOG）について、①ないし③を実施する人材の能力向上を目指すものである。成果1については、対象法令を設定して活動を行うことが予定され、対象法令の選定に当たっては、案件形成における経緯から、ビジネス環境の改善に資するものを優先的に選定することとされた。

成果2は、前プロジェクトのC/P 機関（MOJ, SPC, SPP 及び VBF）との活動、すなわち実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえた法規範文書の内容並びに法規範文書の運用及び裁判・執行実務の改善のための組織的・人的能力の強化における成果を踏まえ、それまでの活動について、さらなる質的な発展を目指すものである。例えば、前プロジェクトにおいて行われてきた地方での活動については、司法関係機関の現場で発生している現実の問題を把握することができ、非常に有益であったことから、新プロジェクトにおいても引き続き行われることとなったが、実施に当たっては、単に対象地域を拡大するような量的な拡大ではなく、前プロジェクトと同じ地方において活動を継続することでさらなる掘り下げを行うとともに、得られた知見を全国にフィードバックするといった、質的に深化した活動を実施することを目指している。

成果3については、新プロジェクトの終了をもって大規模な法整備支援活動が終了することを前提に、各C/P 機関において成果1及び成果2を踏まえた新プロジェクト終了後の自律的な活動について検討するとともに、司法分野における日本とベトナムの協力関係の在り方についても検討することを目指している。プロジェクト形成過程において、ベトナムに対する大規模な法整備支援活動については、ベトナムにおける法・司法改革の目標年である2020年を一つの区切りとし、2021年以後は、司法分野における対等な日越の協力関係を目指すことが確認された。これを踏まえ、新プロジェクト終了後の各C/P 機関の活動あるいは司法分野の日越協力のあるべき姿について検討すること自体を、新プロジェクトの活動の一つに位置付けたものである。

#### 【活動】

活動の詳細については、後掲のプロジェクトデザインマトリックス（PDM）を参照されたい。

成果1及び成果2のための活動については、対象とするテーマについて、情報収集とその取りまとめ、セミナー・ワークショップの開催、研修の実施等を通じて、ベトナム側に対するインプットを行うことを主眼としている。対象とするテーマについては、成果1は立法過程に関するもの、成果2では起草する法規範文書に関するものなど、いろいろなバリエーションが考えられるが、長期派遣専門家による日常的な助言、



セミナー・ワークショップの開催、本邦研修の実施等、その手法は前プロジェクトと大きな違いはないと思われる。

しかしながら、新プロジェクトにおいては、それらの活動については、毎年、C/P 機関において活動計画を策定し、合同調整委員会（JCC）<sup>6</sup> 会合において、その内容について議論・確認するとともに、その実施状況をモニタリングすることとされた（後掲 PDM の活動 1-1-3, 1-2-3, 2-2-1 等参照）。

具体的には、成果 1 においては、司法省（MOJ）と首相府（OOG）において、それぞれ成果 1 達成のための年間活動計画を毎年策定し、成果 2 においては、それぞれの C/P 機関（MOJ, SPC, SPP 及び VBF）において、まず、2020 年までの法・司法改革の趣旨に従い、2020 年 3 月のプロジェクト終了までに行う活動内容と実施スケジュールを定めた 5 か年計画を作成し、それをブレイクダウンする形で各年度の具体的な活動内容と実施スケジュールを定めた年間活動計画を毎年策定することとされた。これは、2020 年の法・司法改革の実現に向け、具体的な目標とその実現のための工程を明確化することで意識付けを強めるとともに、目標達成のためのルーティンの確立をも狙いとしており、新プロジェクトにおいて新たな取組として取り入れられた。

なお、新プロジェクトをこれまでの協力の総仕上げと位置付けたことから、プロジェクト終了後の財政的持続性を担保するため、新プロジェクトの実施段階から、ベトナム側において一定のコストを負担するとともに、ベトナム側負担額を毎年増加させることについても合意されたことを付言しておく。

## 6 最後に

ベトナムに対する法整備支援プロジェクトは、開始からすでに 18 年間が経過し、今や日本の法整備支援のリーディング・プロジェクトと言っても過言ではない。

これまで 20 年弱継続してきたベトナムに対する法整備支援プロジェクトは、ベトナムのニーズに対応しながら、法曹人材の育成、民法を始めとした基本法令の整備、それら法令の具体的な適用場面である実務改善へと進み、ベトナムの法・司法制度の発展に協力してきた。前プロジェクトの終了時評価においても、法令起草に関する成果のみならず、日本の法律関係者に大きな信頼を寄せる人的組織的な関係が醸成されたこともまた大きな成果として評価されたことからすれば、新プロジェクトの 3 つの

---

<sup>6</sup> Joint Coordinating Committee。JCC は、全ての C/P 機関、プロジェクト専門家チーム及び JICA によって構成され、プロジェクト・ダイレクターである司法省国際協力局長が議長を務め、プロジェクトの方向性を決める重要な役割を果たす。

成果のうち、これまでの協力の延長であり、かつ、20 有余年の取組の総仕上げに位置付けられる成果 2 は今後も中心的な活動となるだろう。

また、成果 1 では、これまでのプロジェクトにおいて培われた整合性ある法令起草などの大きな成果を、他の機関が所管する法令にも拡大し、特に投資環境整備に資する法規範文書について、整合性が確保され統一的な適用が保障されるような起草システムと、レビュー・フィードバック等により事後的に法規範文書の統一的な運用・適用を実現するシステムを作り上げることが求められている。

成果 1 は、法令の整合性の確保や法令の統一的な適用の保障という新たな活動を行うだけではなく、首相府を新たな C/P 機関として加え、その活動も省庁あるいは部局横断的な活動が予想されるなど、特に長期派遣専門家にとっては新たなチャレンジとなることは否定できない。しかしながら、成果 1 において具体的な成果を得ることは、ベトナムの法制度及び法運用の実務の改善にとって大きな前進となるばかりではなく、日本による法整備支援にとっても新たな可能性を示す試金石となると思われる。

新プロジェクトは、ベトナムが国家戦略として設定した法・司法改革のゴールである 2020 年を、我が国による大規模な法整備支援の一区切りとして、20 数年間に及ぶベトナムに対する法整備支援の集大成とすることが予定されている。そして、我が国の大規模な法整備支援プロジェクトで初めて出口を見据えた取組が成果 3 として取り入れられ、そのような意味でも、新たな意義を有するリーディング・プロジェクトとなることは間違いない。法務総合研究所は、これまでの協力の延長にある成果 2 はもちろん、新たな問題に取り組む成果 1，そして法整備支援の次を考える成果 3 のすべての活動について、引き続き全面的な支援を行っていく所存である。

このように新たなチャレンジを多く含む新プロジェクトは始まったばかりであり、いまだ試行錯誤の部分があることは否めない。新プロジェクトの活動は、これから本格化していくものと思われるが、新プロジェクトが、ベトナムの法・司法改革の達成に貢献するとともに、司法分野における日越パートナーシップの姿を描けるようになるためには、ベトナムの法・司法に関わる多くの関係者の御協力が不可欠であり、関係者の皆様方には、引き続き変わらぬ御支援を頂けると幸いである。

以上

プロジェクトデザインマトリックス (PDM) Ver1.0 (2014年12月24日)  
 プロジェクト名：2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト  
 実施機関：司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、ベトナム弁護士連合会 (VBF)  
 プロジェクト期間：5年間  
 ターゲットグループ：MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの法務・司法関係機関職員  
 プロジェクトサイト：ハノイ

プロジェクトの要約 Narrative Summary	指標 Objectively Verifiable Indicators	指標の入手段 Means of Verification	外部条件 Important Assumptions
<p>上位目標(Overall Goal)</p> <p>整合性が確保された法規範文書を土台とし、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。</p>	<p>指標</p> <p>Objectively Verifiable Indicators</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</li> <li>2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</li> <li>3. 改善された事前審査プロセスに則った法規範文書の事前審査が実施される。</li> <li>4. 改善された事後監査プロセスに則った法規範文書の事後監査が実施される。</li> </ol>	<p>指標の入手段 Means of Verification</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標</li> <li>2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標</li> <li>3. 事前審査の実施記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. 事後監査の実施記録及び関係者へのインタビュー</li> </ol>	
<p>プロジェクト目標(Project Purpose)</p> <p>2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議(*1)の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに法規範文書の適切な理解の促進及び統一の運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関(*2)の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。</p>	<p>Objectively Verifiable Indicators</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. MOJにおける法規範文書の事前審査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➢ 運用・適用段階における留意点が考慮されている。</li> <li>➢ 法規範文書の整合性確保の観点からの審査が行われている。</li> <li>➢ 法規範文書の統一な運用・適用の実現の観点からの審査が行われている。</li> </ul> </li> <li>2. MOJにおける法規範文書等の事後監査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因が分析されている。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因を踏まえた</li> </ul> </li> </ol>	<p>指標の入手段 Means of Verification</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. MOJの事前審査プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>2. MOJの事後審査プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>3. MOJの法規範文書等の整備・運用状況の監督に関する記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. OOGの事前検討プロセス記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>5. OOGの法規範文書等の運用状況の監督に関する記録及び関係者へのインタビュー</li> <li>6. 民事事件改善手続の改善に関する工程表実施状況及び関係</li> </ol>	<p>外部条件 Important Assumptions</p> <p>法・司法改革に向けた政策的な枠組みに従った法務・司法関係機関の取組が継続して行われる。</p> <p>法規範文書の整合性の確保に向けたMOJ及びOOGの取組が継続して行われる。</p>

	<p>改善策が検討され、改善策を実施するための必要な措置が行われている。</p> <p>3. MOJにおける法規範文書等の整備・運用状況の監督が、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及びその原因となる法規範文書の未整備の実態が分析されている。</li> <li>➤ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因となる法規範文書の未整備を改善するための必要な措置が行われている。</li> </ul> <p>4. OOGにおける法規範文書の事前検討プロセスが以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係者間の調整が強化されている。</li> <li>➤ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。</li> <li>➤ 運用・適用段階における留意点を考慮している。</li> <li>➤ 法規範文書の整合性確保の観点からの検討が行われている。</li> <li>➤ 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の観点からの検討が行われている。</li> </ul> <p>5. 法規範文書の起草・実施に関して、政府・首相が監督、指導、事前検討を行う際に、OOGがより良い支援を行えるようになる。</p> <p>6. 工程表に基づいて、民事事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ SPCが透明性の高い適切な手続きを実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> <li>➤ SPPが、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➤ VBFが、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>7. 工程表に基づいて、行政事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ SPCが透明性の高い適切な手続きを実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> </ul>	<p>7. 行政事件解決手続に関する工程表実施状況及び関係者へのインタビュー</p> <p>8. 刑事事件解決手続に関する工程表実施状況及び関係者へのインタビュー</p> <p>9. 民事裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p> <p>10. 行政裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p> <p>11. 刑事裁判に関する統計情報及び関係者へのインタビュー</p>	
--	---	---	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➢ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>8. 工程表に基づいて、刑事事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</li> <li>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</li> <li>➢ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。</li> </ul> <p>9. 改正民事訴訟法において改正された内容が、民事裁判において適切に運用されている。</p> <p>10. 改正行政事件訴訟法において改正された内容が、行政裁判において適切に運用されている。</p> <p>11. 改正刑事訴訟法において改正された内容が、刑事裁判において適切に運用されている。</p>	
<p>成果(Outputs)</p> <p>(1) 法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ 及び OOG による民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析。</li> <li>➢ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因を踏まえた改善策</li> <li>➢ 改善策を実施するための必要な措置</li> </ul> <p>4. MOJ の執務参考資料が関係職員に活用されている。</p> <p>5. OOG の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. MOJ が内部人材向けに開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>2. MOJ が他の省庁や省レベルの人民委員会の法務部門向けに開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>3. MOJ の執務参考資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>4. MOJ 作成の新聞、雑誌及びウェブサイトを並びに関係者へのインタビュー</li> <li>5. 関係者へのインタビュー</li> <li>6. OOG の執務参考資料及び関係者へのインタビュー</li> <li>7. 関係者へのインタビュー</li> </ul>

		<p>る。 る。          ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析          ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析          ▶ 法規範文書の不統一な運用の状況及び原因を踏まえた改善策          ▶ 改善策を実施するための必要な措置          7. OOGの執務参考資料が関係職員に活用されている。</p>	
(2)	<p>2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法改革の実現を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。</p>	<p>1. 各機関が作成する計画が、以下の点を考慮して作成されている。          ▶ 各機関における、2020年の法・司法改革の実現の観点からのレビュー          ▶ 各機関における、前年度までの活動の分析          ▶ 各機関における、目標年度を見据えた明確なプロセス          ▶ 各機関における、2020年の法・司法改革の実現の観点からの優先順位付け          2. 改正民法、改正民事判決執行法、改正国家賠償責任法、改正民事訴訟法及び改正行政事件訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。          ▶ 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の内容          ▶ ベトナムの市場経済の発展          ▶ 実務上の問題点          3. 改正刑事訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。          ▶ 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の内容          ▶ 実務上の問題点          ▶ 人権に対するより一層の配慮          4. 財産登録法、国際私法制定に向けた実務上の問題点が整理される。          5. 判例法理の形成に向けた論点が整理される。          6. 整理された判例法理の形成に向けた論点について、法規範文書への反映及び又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p>	<p>支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が大幅に遅延しない。</p>
	<p>1. 各機関の計画、前年度までの分析結果及び関係者へのインタビュー          2. 改正民法、改正民事判決執行法、改正国家賠償法、改正民事訴訟法、改正行政訴訟法の草案          3. 改正刑事訴訟法の草案          4. 財産登録法、国際私法制定に関する報告書          5. 判例法理の形成に向けた論点が整理された報告書          6. 判例法理の形成に向けた論点及び反映された法規範文書及び又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュー          7. 国際的な民事紛争解決に向けた論点が整理された報告書          8. 国際的な民事紛争解決に向けた論点が反映された法規範文書及び又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュー          9. MOJの開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュー</p>		

	<p>7. 国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点が整理される。</p> <p>8. 整理された国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>9. MOJ の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>10. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>11. SPC の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>12. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>13. SPP の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>14. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>15. VBF の開催するセミナーや研修等が、法整備や現場の課題（特に人権保護及び司法アクセスに関する課題）を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>16. 実施されたセミナーや研修において扱われた内容について、弁護士マニュアルやガイドライン等への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。</p> <p>17. 弁護士マニュアルやガイドライン等が以下の点を考慮して作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権保護と司法アクセスの向上への貢献</li> <li>▶ 2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の内容</li> <li>▶ 国民に対する法的サービスの充実</li> </ul>	<p>ユ ー</p> <p>10. 9.のセミナーで扱われた内容が反映された法規範文書及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料</p> <p>11. SPC の開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>12. 11.のセミナーで扱われた内容が反映された執務参考資料及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>13. SPP の開催するセミナー等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>14. 13.のセミナーで扱われた内容が反映された執務参考資料及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>15. VBF の開催するセミナーや研修等の資料及び関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>16. 15.のセミナーや研修等で扱われた内容が反映された弁護士マニュアル・ガイドライン等及び/又は実務の改善に向けた取組が記載された執務参考資料並びに関係者へのインタビュ</p> <p>ー</p> <p>17. 弁護士マニュアル・ガイドライン等及び関係者へのインタビ</p>
--	---	--

		<p>➤ 実務上の問題点</p> <p>18. 弁護士マニュアルやガイドライン等が、弁護士が活用できる状態に置かれている。</p> <p>19. 弁護士が、弁護士マニュアルやガイドライン等を活用して業務を行っている。</p>	<p>18. 関係者へのインタビュー</p> <p>19. 関係者へのインタビュー</p>	<p>ユー</p>
(3)	<p>各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえ、分析・検討される。</p>	<p>1. 各機関の分析が、以下の点を考慮して実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法の統一的な適用及び執行の確保に向けた取組</li> <li>➤ 各種紛争が適切に解決される仕組みの整備に向けた取組</li> <li>➤ 人権を重視した適正な手続の実現に向けた取組</li> <li>➤ 司法アクセスの強化に向けた取組</li> </ul>	<p>1. 各機関の分析結果及び関係者へのインタビュー</p>	<p>1. 各機関の分析結果及び関係者へのインタビュー</p>
<b>活動(Activities)</b>				
(1-1-1)	<p>MOJと協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現する業務について、より効果的・効率的な業務を実現するための分析・検討を行い、その結果を取りまとめる。</p>	<p>MOJと協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>	<p>MOJと協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>	<p>MOJと協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>
(1-1-2)	<p>MOJが、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。</p>
(1-1-3)	<p>MOJが、(1-1-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-1-2)で合意した法規範文書等を対象とした年間活動計画を作成する。</p>	<p>MOJが、(1-1-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-1-2)で合意した法規範文書等を対象とした年間活動計画を作成する。</p>	<p>MOJが、(1-1-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-1-2)で合意した法規範文書等を対象とした年間活動計画を作成する。</p>	<p>MOJが、(1-1-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-1-2)で合意した法規範文書等を対象とした年間活動計画を作成する。</p>
(1-1-4)	<p>JCCにおいて、(1-1-3)で作成した年間活動計画を確認する。</p>	<p>JCCにおいて、(1-1-3)で作成した年間活動計画を確認する。</p>	<p>JCCにおいて、(1-1-3)で作成した年間活動計画を確認する。</p>	<p>JCCにおいて、(1-1-3)で作成した年間活動計画を確認する。</p>
(1-1-5)	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。</p>
(1-1-6)	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-1)で分析した改善点をふまえ、他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門の法規範文書等の起草能力の向上及び/又は運用能力の向上を目的としたセミナーを開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-1)で分析した改善点をふまえ、他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門の法規範文書等の起草能力の向上及び/又は運用能力の向上を目的としたセミナーを開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-1)で分析した改善点をふまえ、他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門の法規範文書等の起草能力の向上及び/又は運用能力の向上を目的としたセミナーを開催する。</p>	<p>MOJが、長期専門家と協力し、(1-1-1)で分析した改善点をふまえ、他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門の法規範文書等の起草能力の向上及び/又は運用能力の向上を目的としたセミナーを開催する。</p>
<b>(Inputs)</b>				
<p>日本側</p> <p>長期専門家(チーフアドバイザー、裁判官、弁護士、調整員、+α)</p> <p>短期専門家</p> <p>アドバイザーグループ</p> <p>本邦研修の機会</p> <p>日本で行うセミナー・ワークショップ用の会議室</p> <p>J I C A N E T</p> <p>上記に関する費用</p> <p>プロジェクト活動に係る費用の一部</p>				
<p>ベトナム側</p> <p>MOJ、OOG、SPC、SPP :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトダイレクター</li> <li>・ プロジェクトマネージャー</li> <li>・ コーディネーター</li> <li>・ ワーキンググループメンバー</li> </ul> <p>・C/P 機関にて開催されるセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップ用の会議室</li> <li>・ プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資料</li> <li>・ プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</li> </ul> <p>VBF :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトマネージャー</li> <li>・ コーディネーター</li> <li>・ ワーキンググループメンバー</li> </ul>				
<p>法務・司法関係機関の職員の異動や離職が頻繁に発生しない。</p>				



(1-1-7)	MOJ が、長期専門家と協力し、(1-1-5)及び(1-1-6)で実施したセミナー等の内容や教訓を踏まえ、執務参考資料を作成する。
(1-2-1)	OOG が長期専門家と協力し、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正しかつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現する業務について、より効果的・効率的な業務を実現するための分析・検討を行い、その結果を取りまとめる。
(1-2-2)	OOG が、長期専門家と協議の上、法規範文書の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正しかつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するための活動の対象となる法規範文書等を選定する。
(1-2-3)	OOG と長期専門家が、(1-2-1)で分析した改善策を踏まえ、(1-2-2)で合意した法規範文書等を対象とした活動計画を作成する。
(1-2-4)	OOG が、長期専門家と協力し、(1-2-3)で作成した活動計画に基づき、ワークショップ/セミナー等を開催する。
(1-2-5)	OOG が、長期専門家と協力し、(1-2-4)で実施したセミナー等の内容や教訓を踏まえ、執務参考資料を作成する。
(2-1-1)	MOJ、SPC、SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、本プロジェクト期間の各年度（日本の予算年度、以下同じ。）当初に、2020 年の法・司法改革の実現のためのロードマップを踏まえた①成果 2 についての 5 カ年計画及び②年間活動計画を作成する。
(2-1-2)	JCC において、(2-1-1)で作成した計画を確認する。
(2-1-3)	JCC において、(2-1-1)で作成した①5 カ年計画、②年間活動計画の前年度の実施状況の確認を行う。
(2-2-1)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正民法、改正民事判決執行法及び改正国家賠償責任法のそれぞれ（関連法規範文書及びその他指導的文書を含む）について、最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-2-2)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、財産登録法、国際私法の制定に関する情報を収集し分析するとともに、結果を取りまとめる。
(2-2-3)	MOJ が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解の促進に向けた助言・指導機能を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-3-1)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正民事訴訟法及び改正行政事件訴訟法のそれぞれ（関連法規範文書及びその他

・C/P 機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室  
・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材  
・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用

(前提条件)  
実施機関に大き

	指導的文書を含む)について、最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-3-2)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解に基づく裁判実務の実現に向けた助言・指導機能を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-3-3)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法の統一的な適用を可能とする判例法理の形成に向け、情報を収集し分析するとともに、結果を取りまとめる。
(2-3-4)	SPC が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、国際的な民事紛争解決のための課題を分析するためのセミナー等を開催する。
(2-4-1)	SPP が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、改正刑事訴訟法（関連法規範文書及びその他指導的文書を含む）の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
(2-4-2)	SPP が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、法規範文書の適切な理解に基づく訴追・公判実務の実現又は民事・行政・刑事裁判実務の改善に向けた助言・指導能力を向上するためのセミナー等を企画、実施する。
(2-5-1)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が、単独あるいは他の関連機関と連携の上、長期専門家と協力し、法規範文書の適切な理解に基づく弁護士業務の改善に向けた VBF の助言・指導能力を向上するためのセミナー・研修等を企画、実施する。
(2-5-2)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が、単独あるいは他の関連機関と連携の上、長期専門家と協力し、本プロジェクトの支援対象である法規範文書を分析し、会員の意見を集約し、これらの法規範文書の改善あるいは統一的な適用のための提案を取りまとめるためのセミナー等を開催する。
(2-5-3)	VBF が、長期専門家と協力し、弁護士マニユアル・ガイドライン等を作成するため、WG を立ち上げる。
(2-5-4)	弁護士が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護及び司法アクセス向上の役割を果たすことを目指し、VBF が立ち上げた WG が、長期専門家と協力し、弁護士マニユアル・ガイドライン等を作成する。
(2-5-5)	VBF が、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、国際的な取引

な組織改編が生じない。

実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。

	や民事紛争解決に携わる弁護士の養成に関する課題を分析・検討する ためのセミナー・研修等を開催する。		
(3-1)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、年度ごとの本プロジェクトの活動の分析結果を総括する。		
(3-2)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、2021 年以降の各機関の実務を改善する取組について分析・検討する。		
(3-3)	MOJ,OOG,SPC,SPP 及び VBF が、長期専門家と協力し、各機関において、総括や分析・検討結果について、報告書等を作成する。		

(\*1) 第 48 号決議及び第 49 号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005 年第 48 号(Resolution No.48/NQ-TW of 24<sup>th</sup> May, 2005)及び第 49 号(Resolution No.49/NQ-TW of 2<sup>nd</sup> June, 2005)を指す。

(\*2) 法務・司法関係機関とは、司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP) 及びベトナム弁護士連合会 (VBF) を指す。